

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待の種類

- ・**身体的虐待**
殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど。
- ・**性的虐待**
性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。
- ・**保護の怠慢・拒否(ネグレクト)**
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。
- ・**心理的虐待**
言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うなど。

見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごしてしまいがちです。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関などのそれぞれの機関や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

現在、子育て中の方へ

次のようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みを1人で抱え込まず、相談窓口にご相談ください。

- ・どうやって子育てしてよいか分からない。
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・思うようにいかず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・どうしても子どもがかわいく思えない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない。

周りの皆さんへ

- ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、あいさつや声掛けをするなどして見守ってあげましょう。
- ・気に掛かる親子がいたり、虐待かもしれないと思ったときには、相談窓口にご連絡してください(秘密は守ります)。

発見のためのチェックポイント

虐待を疑わせる状況

- ・殴る、けるなどの虐待行為そのものの目撃(親はしつけのためだと言うこともある)。
- ・たたく音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い(顔や腕、足にあざが多くある)。
- ・夜遅くまで外で遊んでいたりと、徘徊したりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体や衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがをしたり、病気になっても医者に見せようとしない。
- ・アルコールを飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに体罰を加える。
- ・養育について拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるため、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡(通告)しなければならないと定められています。連絡(通告)は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親も救うことになります。

なお、子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。また、連絡した人が誰かが分からないように、秘密は守られます。周囲の人の温かいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

相談窓口

子育て応援のために

- ・行田市子育て応援専用ダイヤル ☎556-2011
- ・行田市保健センター ☎553-0053

虐待防止のために

- ・行田市虐待防止ホットライン ☎0120-556-212 (虐待の通告を受けてから48時間以内に安否確認を行います)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 (熊谷児童相談所に電話をつなぎます)
- ・埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262・292)

埼玉県ひとり親家庭児童 就学支度金支給制度

▼対象 父子家庭の父、母子家庭の母または父母のいない児童を養育している方で、平成25年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）

▼支給額 1万円

▼申請方法 子育て支援課で配布している申請書に必要事項を記入し、振り込み金融機関が証明できるもの（通帳など）を持参の上、12月28日金までに同課へ提出してください。※申請期日を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当（内線262）または県福祉部少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当 ☎048-830-3337

ご利用ください 行田市障害者虐待防止センター

10月1日から、障害を持つ人の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が施行されました。障害を持つ人も、持たない人も、共に安心して生活できる社会にするための法律として期待されています。

この法律により、福祉課内に行田市障害者虐待防止センターが設けられました。

行田市障害者虐待防止センターの役割

障害者虐待に関する相談や通報を受け付け、各関連機関と連携を取りながら適切な支援につなげます。

支援は一時的なものではなく、障害を持つ人が安心して暮らし、地域の中で自立した生活ができるように、継続的に行われます。

障害者への虐待とは

- ・養護者による虐待：家族などの養護者から受ける虐待
- ・障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・施設の職員などから受ける虐待
- ・使用者による虐待：勤めている会社の上司などからの虐待

虐待かなと思ったら

虐待かもしれないと思った場合は、同センターに相談してください。皆さんの連絡・通報が、虐待を未然に防ぎます。※通報や相談をした方の秘密は守られません。

※通報が誤報であったとしても、通報者が罰せられることはありません。

相談・通報先

同課障害福祉担当（内線265・266）または行田市虐待防止ホットライン ☎0120-556-1212（フリーダイヤル24時間対応）

人権

ご相談ください

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、11月12日(月)から18日(日)までを全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、夫やパートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を受け付けます。

▶日時 11月12日(月)～18日(日)午前8時30分～午後7時(17日、18日は午前10時～午後5時)

▶電話番号 ☎0570-070-810

▶相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員

▶その他 秘密は厳守します。

▶問い合わせ

さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-859-3507



教育

ご相談ください

いじめそうだんホットラインを開設

行田市教育委員会では、11月1日(木)から教育研修センター内に「いじめそうだんホットライン」を開設しました。

お子さんだけでなく、保護者の方からの相談もお受けしますので、ご利用ください。

【電話相談】

フリーダイヤル ☎0120-279-874

(月～金曜日の午前8時30分～午後6時)

【メール相談】

yuuki@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ

学校教育課学校指導担当 ☎556-8316

教育研修センター ☎556-6458

